

朝日町結婚支援制度について

◇これらの制度は下記の内容により、仲人活動をしている方を支援していくものです。ご一読いただき、仕組みについてご確認ください。

朝日町結婚応援団

継続的に仲人活動に取り組んでいらっしゃる方を町で登録し、その活動を支援するものです。登録に当たり、町のホームページ等においてお名前などを公表させていただきます。

(1) 条件

継続的に仲人活動を行う方で、次の条件を満たす方です。

- ・町内に住所を有すること。
- ・年齢 30 歳以上の既婚者であること。
- ・仲人活動を生業として行っていないこと。
- ・町が開催する会議、研修会等に参加できること。
- ・その他仲人活動が困難である事情がないこと。

(2) 活動への支援

登録された仲人さんには、次のような支援を用意しています。

- ・情報交換や研修等の機会を設けています。
- ・下記の奨励金制度により支援していきます。

朝日町結婚応援団活動補助

朝日町結婚応援団に登録してくださった方の仲人活動に要した交通費に対して、補助金を交付します。

(1) 対象となる活動

- ・お見合いの開催
- ・お見合いのために他の仲人又は独身者で行う打合せ
- ・町の情報交換会又は他の市町村の仲人組織が行う情報交換会への参加
- ・仲人活動に係る研修会への参加

仲人成婚奨励金

仲人活動の結果として男女の方が結婚した際に、仲人の方に奨励金を支給するものです。

(1) 金額

成婚 1 組につき 200,000 円

(2) 条件

次の条件を満たした場合に支給いたします。

- ・ 仲人活動の結果としてのご結婚（夫婦両名から署名をいただきます。）
- ・ 結婚された夫婦が朝日町にお住まいになること
- ・ 仲人さんの、三親等以内の親族（甥っ子まで）のご結婚は対象外です。

【お問い合わせ】

朝日町政策推進課 総合政策係

電話 0237-67-2112 Fax 0237-67-2117

Eメール konkatsu@town.asahi.yamagata.jp